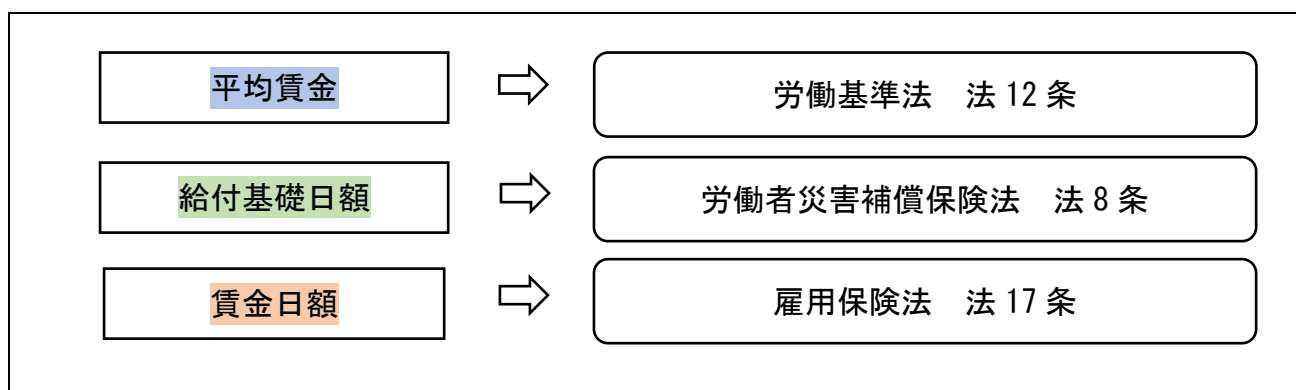


第5回目は、前回の平均賃金の続きで、労働者への現金給付の算定の基礎（方法）ということで労働者災害補償保険法の給付基礎日額を解説していきます。



労災保険では、業務災害や通勤災害による稼得能力の低下を補うために、保険給付として、休業（補償）給付や傷病（補償）年金、遺族補償年金、遺族補償一時金等の現金給付を行っています。

その基礎になる1日当たりの単価が給付基礎日額ということになります。

まずは、法8条の条文から確認していきます。

第8条

(1項)

給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とする。

この場合において、平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「算定事由発生日」という。）とする。

(2項) 労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とする。

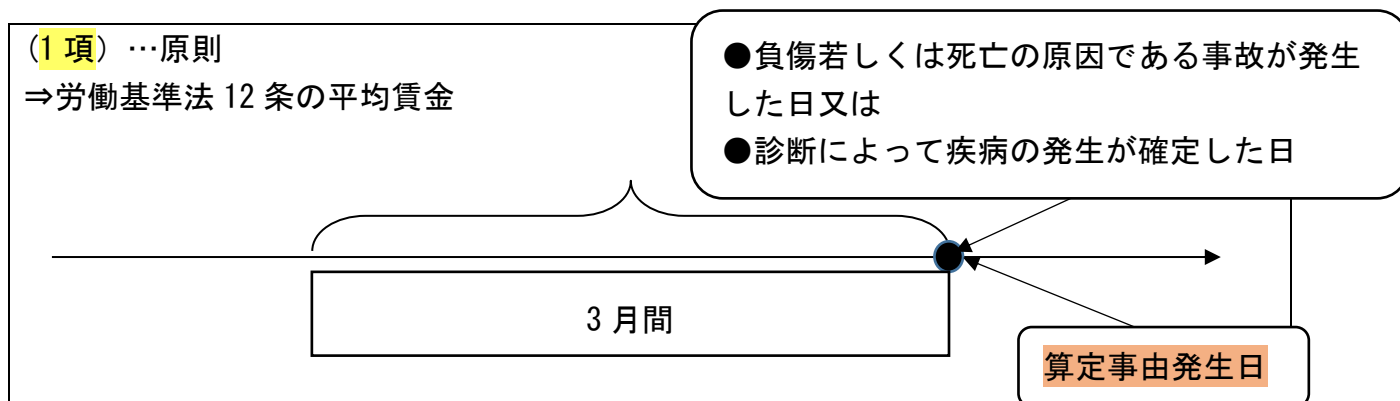
(1項) …原則

⇒労働基準法12条の平均賃金

- 負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は
- 診断によって疾病の発生が確定した日

3月間

算定事由発生日



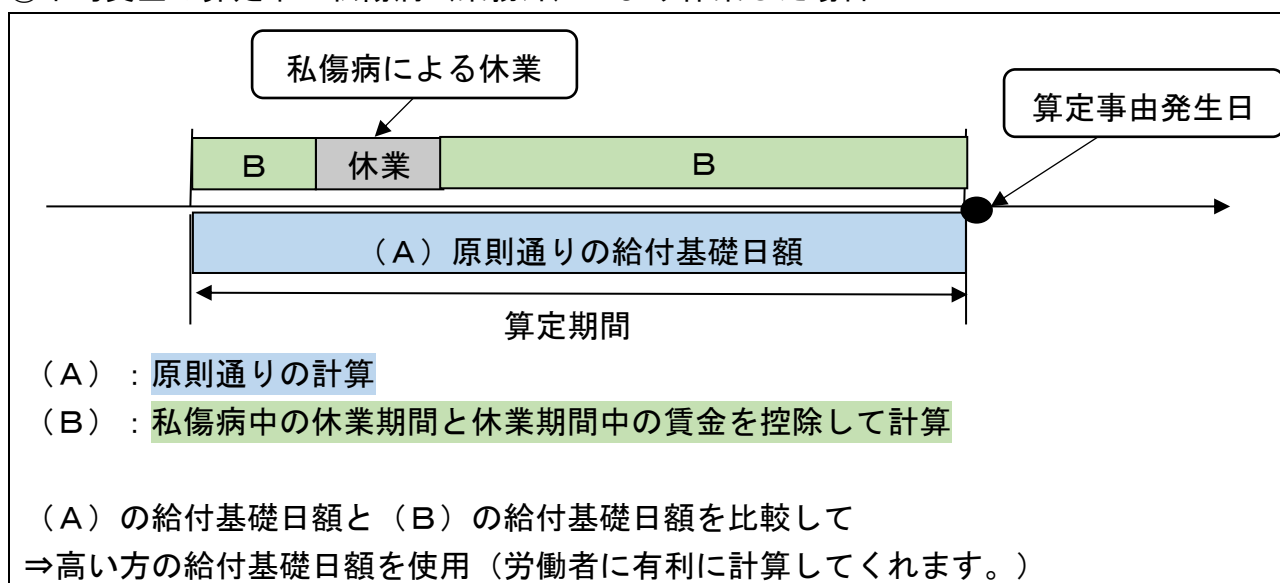
(2項) …平均賃金を使用するのが適当でない場合

- ①平均賃金の算定中に私傷病（業務外）により休業した場合
- ②粉じん作業に従事していた場合
- ③1年を通じて船員法1条の船員として使用される場合
- ④①～③のほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でない場合
⇒厚生労働省労働基準局長が定める

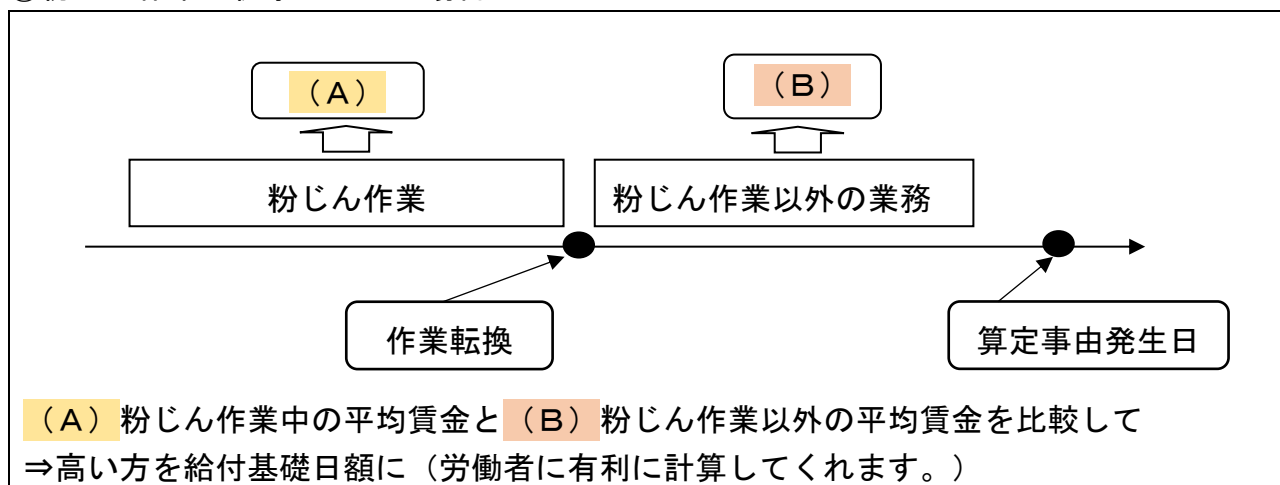


平均賃金が少なくなる場合があるための特例（労働者に有利になるように修正）

①平均賃金の算定中に私傷病（業務外）により休業した場合



②粉じん作業に従事していた場合



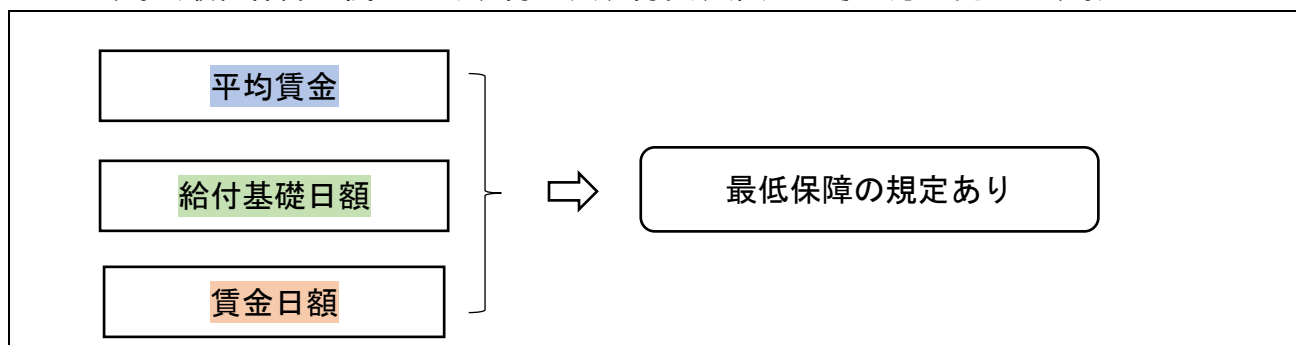
一般的に、粉じん作業の場合には、他の業務に比べて労働が苛酷なため、危険手当や作業手当等により賃金が高くなるケースがあります。

合わせて、じん肺としての業務災害の認定には、長い期間を経過しないと症状が現れず、症状が出た時には、粉じん作業以外の業務に従事している場合が多く見受けられます。

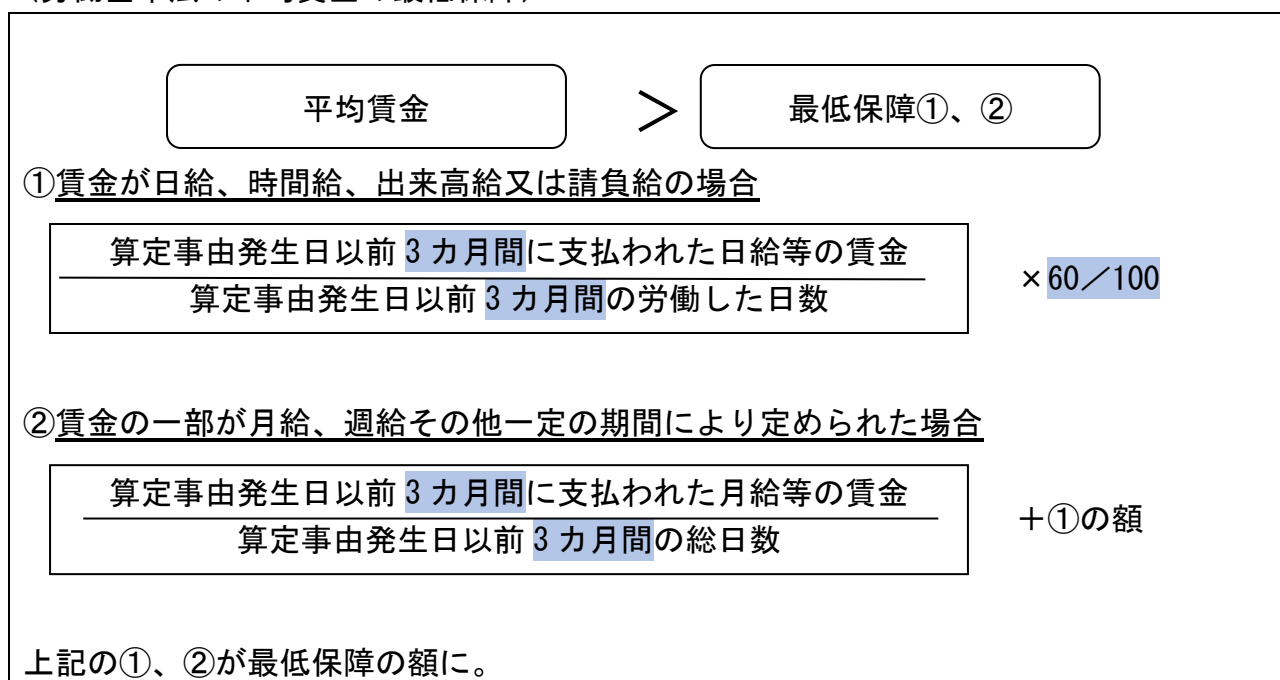
上記のように、じん肺として特定された場合には、労働者に有利なように、粉じん作業中の平均賃金との比較で算定することになります。

③の船員の場合、危険区域等により平均賃金が大きく変動することもあり、労働者に不利にならないように、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定していきます。

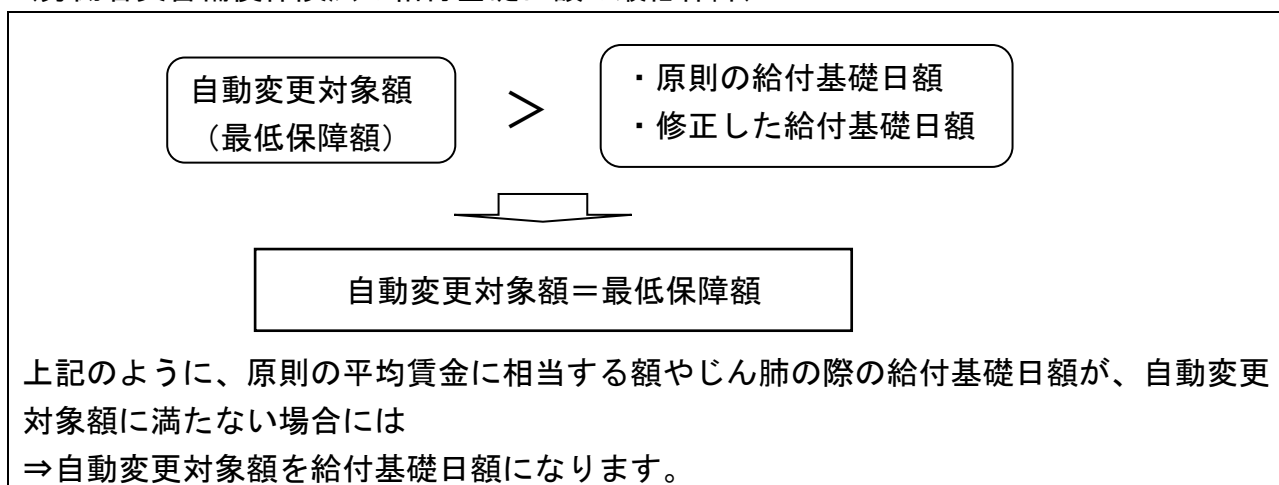
▼給付基礎日額を計算した結果、低額になることを防ぐために、最低保障の制度が設けられています。(最低保障に関しても、労基法、労災、雇用と考え方は同じです。)



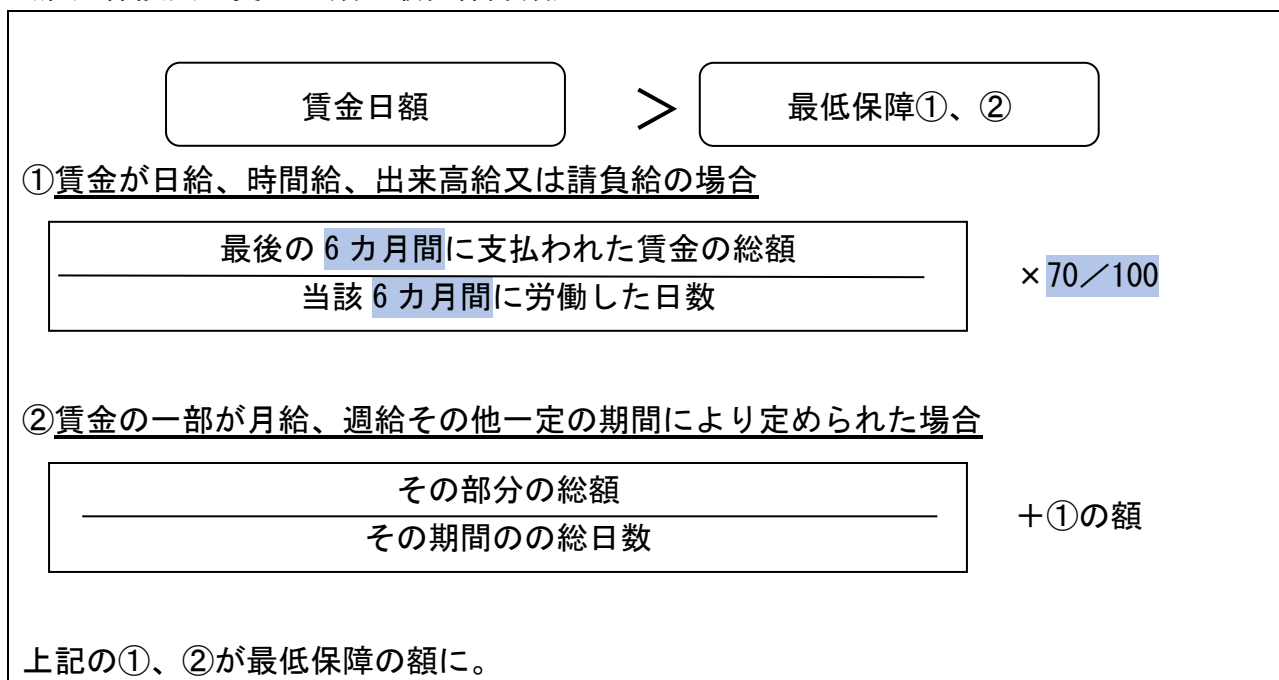
(労働基準法の平均賃金の最低保障)



(労働者災害補償保険法の給付基礎日額の最低保障)



(雇用保険法の賃金日額の最低保障額)



・労働基準法の平均賃金と雇用保険法の賃金日額の最低保障の内容は類似しています。
(60/100と70/100の違いには注意)

雇用保険法の賃金日額の最低保障の規定には、さらに特例の規定がありますが、次回以降解説をします。

▼それでは、労働者災害補償保険法の自動変更対象額（最低保障額）に戻ります。

労働者災害補償保険法の給付基礎日額を計算した結果（平均賃金相当額と称します）が、自動変更対象額に満たない場合には、自動変更対象額を給付基礎日額として算定していきます。

つまり $\text{自動変更対象額} = \text{最低保障額}$ ということになります。

自動変更対象額に関しては、下記のように規定されています。

厚生労働大臣は、厚生労働省令において作成する毎月勤労統計における年度の平均給与額が直近の自動変更対象額が変更された年度の前年度平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し又は低下した比率に応じて、その翌年度の8月1日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

変更された自動変更対象額は、その年の8月1日から翌年の7月31日までの間適用

平成28年8月1日～平成29年7月31日までの自動変更対象額
⇒3,910円

その他、自動変更対象額に関するポイントとして

●自動変更対象額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

●厚生労働大臣は、自動変更対象額を変更するときは、
⇒変更する年度の7月31日までに、当該変更された自動変更対象額を告示

●給付基礎日額にスライド制が適用された場合
⇒スライド制を適用して算定した額が、自動変更対象額以上の場合
⇒平均賃金相当額を給付基礎日額とする。（自動変更対象額は適用しない。）

●スライド制を適用して算定した額が自動変更対象額に満たない場合
⇒「自動変更対象額÷スライド率」を給付基礎日額にする。

▼次に、休業給付基礎日額と年金給付基礎日額について、確認していきます。

	対象の保険給付	特徴
休業給付基礎日額	休業（補償）給付の金額を算定する際に使用する日額	第4日目から支給される短いスパンでの保険給付
年金給付基礎日額	上記以外の年金給付である ・ 傷病（補償）年金 ・ 遺族（補償）年金 ・ 障害（補償）年金 の際に使用する日額	年金なので、長いスパンでの保険給付

上記のように、休業給付基礎日額を使用する保険給付は、休業（補償）給付だけになります。

休業（補償）給付以外の年金に絡む給付は、年金給付基礎日額を用います。

上記以外の保険給付を確認すると

保険給付の種類	内容
療養（補償）給付	（原則）現物給付 （例外）現金給付…療養の費用（実費）
介護（補償）給付	・ 定額支給（常時介護…57,030円 随時介護…28,520円） ・ 実際に介護に要した費用（実費）但し、上限あり （常時介護…104,950円 随時介護…52,480円）

一時金で支給される保険給付に関しては

保険給付の種類	内容	
障害（補償）一時金	年金給付基礎日額を用いる。	
障害補償年金前払一時金		
障害補償年金差額一時金	スライド制	適用
遺族（補償）一時金	年齢階層別の最低・最高限度額	適用されない
遺族補償年金前払一時金		
葬祭料（葬祭給付）		

▼ それでは、休業給付基礎日額の解説を進めていきます。
 まずは、労働者災害補償保険法 8 条の 2 の条文からです。

【条文】 休業補償給付又は休業給付（休業補償給付等）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（休業給付基礎日額）については、次に定めるところによる。

①、②に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、法 8 条の規定により給付基礎日額として算定した額を休業給付基礎日額とする。

四半期の平均給与額の 100 分の 110 を超え、又は 100 分の 90 を下るに至った場合は、法 8 条の給付基礎日額を使用

1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの各区分による期間

厚生労働省において作成する毎月勤労統計

② **四半期ごとの平均給与額が、算定事由発生日の属する四半期の平均給与額の 100 分の 110 を超え、又は 100 分の 90 を下るに至った場合において、その上昇し、又は低下するに至った四半期の翌々四半期**に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を法 8 条の規定により給付基礎日額として算定した額に乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

長期間の休業の場合には、世間一般の給料の平均（相場）とかけ離れてしまうことも想定されます。

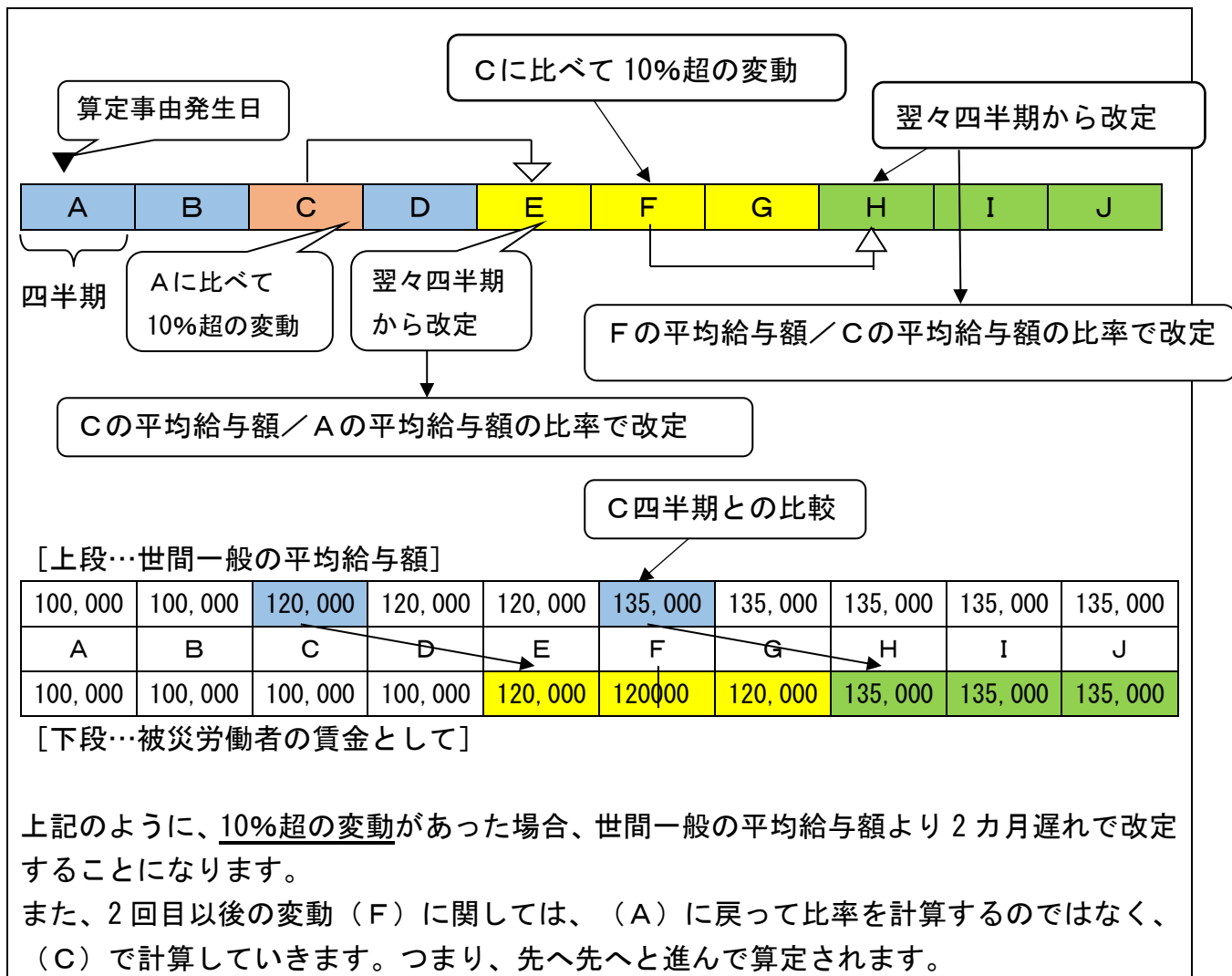
世間一般の平均給与の動きに応じて修正が加えられることを「スライド制」と称します。

スライド制が適用される基準が、四半期ごとの世間一般の給与の動きで、

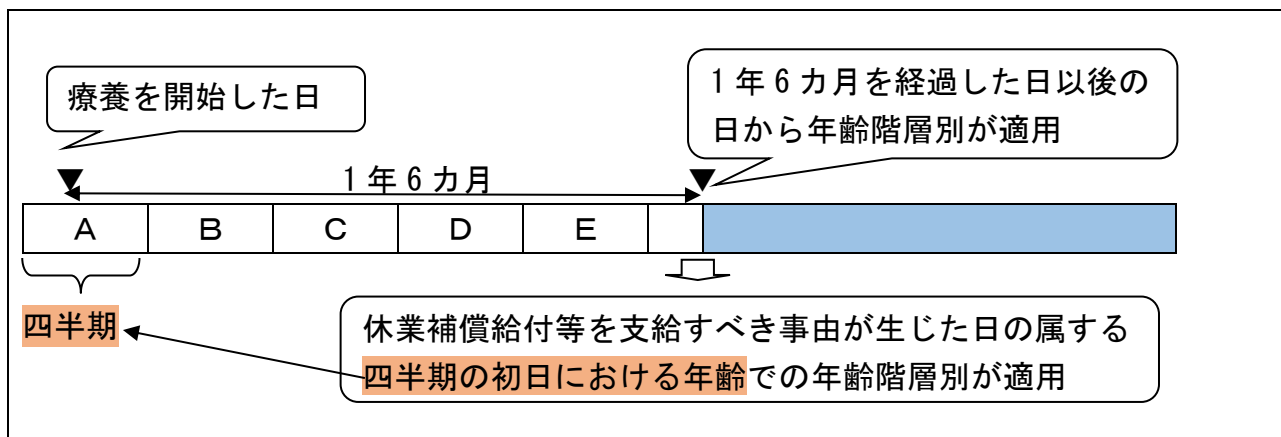
100 分の 110 を超え、又は 100 分の 90 を下るに至った場合に、スライド制が適用されます。

次に、スライド制の適用時期ですが、10%の変動があった四半期の**翌々四半期**から適用されます。

スライド制の適用時期



▼次に、休業給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額について確認をしていきます。



「スライド制」と考え方は同じですが、休業が長期に渡る場合に、支給される年齢に応じて、最低限度額、最高限度額に当てはめて、世間一般の給付に合わせる仕組みになっています。

適用時期に関しては、スライド制は翌々四半期から、年齢階層別に関しては、1年6カ月を経過した日以後の日から年齢階層別が適用されます。

平成28年8月1日現在（平成28年7月告示）

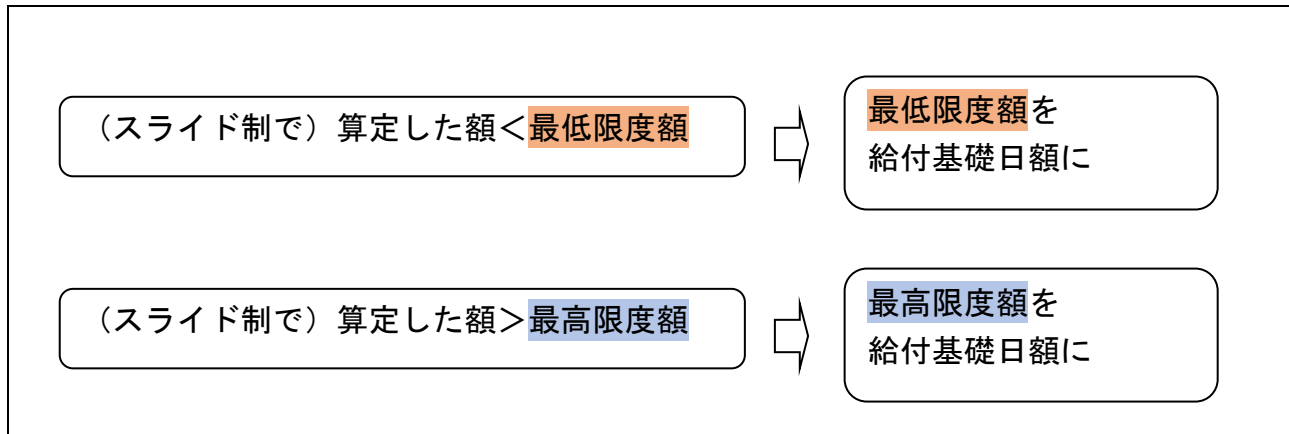
年齢階層別	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,743円	13,264円
20歳以上25歳未満	5,324円	13,264円
25歳以上30歳未満	5,884円	13,934円
30歳以上35歳未満	6,222円	16,428円
35歳以上40歳未満	6,643円	19,124円
40歳以上45歳未満	6,881円	21,243円
45歳以上50歳未満	7,019円	24,228円
50歳以上55歳未満	6,780円	25,587円
55歳以上60歳未満	6,180円	24,934円
60歳以上65歳未満	5,000円	20,263円
65歳以上70歳未満	3,910円	15,532円
70歳以上	3,910円	13,264円

年齢階層別の最低限度額・最高限度額に関しては、厚生労働大臣が、毎年、その年の8月1日から翌年の7月31日までの間に支給すべき事由が生じた休業補償給付等又はその年の8月から翌年の7月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最低限度額及び最高限度額を、当該8月の属する年度の前年度の賃金構造基本統計の調査の結果に基づき定め、当該8月の属する年の7月31日までに告示します。

- ・最低限度額が一番多い世代（6,881円）⇒40歳以上45歳未満
- ・最高限度額が一番多い世代（25,587円）⇒50歳以上55歳未満

▼次に「スライド制で算定した額」と「最低、最高限度額の額」の関係に関して確認していきます。

仮に、スライド制が適用され、その時点で年齢階層別の最低限度額や最高限度額に掛かった場合の対処の方法です。



考え方は、年齢階層別の最低限度額の方が高い場合は、年齢階層別の最低限度額を用います。つまり、年齢階層別の最低限度額まで引き上げてくれることとなります。

次に、スライド制で算定した額が、年齢階層別の最高限度額を超えてしまった場合には、年齢階層別の最高限度額に合わせて頭打ちがあるということとなります。

次回は、労働者災害補償保険法の年金給付基礎日額を解説していきます。

(完)